

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようにしてください

登園届 (保護者記入)	
ひなぎく保育園 園長 殿	
園児氏名 _____	
病名 [_____] と診断され、	
年 月 日 医療機関名【 _____ 】において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
保護者氏名	印又はサイン

○医師の診断を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬服用後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍(かいよう)が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルスなど) 感染性胃腸炎 おなかのかぜ	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ (夏風邪)	急性期の数日間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

○登園許可書、登園届が不要の感染症

感染症名	主な症状	注意点
伝染性膿痂症(とびひ)	湿疹や虫さされ痕をかきこわし細菌感染をおこして、びらんや水疱を形成	医師の診察を受け、定期的に通院治療が必要。すべての発しんの覆いできれば登園可能。治癒する(医師の許可が必要)まではプールは禁止。 ※プールの期間のみプール許可証明書が必要
伝染性軟属腫(みずいぼ)	ピンク又は白い小さな丘疹で、脇の下や腕の内側などにできやすい	かきこわすと周囲が湿疹となり広がることもあるので早めに受診した方がよい
アレルギー性結膜炎	目が赤くなり、目やにが出る。目や瞼がかゆくなる	
アタマジラミ	人の頭部に寄生し、頭皮から吸血する。吸血された箇所がかゆくなる	駆除を開始していること

◎ 伝染性膿痂症(とびひ)・伝染性軟属腫(みずいぼ)・アレルギー性結膜炎・アタマジラミに関しては、治癒証明書・登園届は不要ですが、診断された場合は担任もしくは看護師に報告をお願い致します。